

デビット後払いオプション商品概要説明書

改定後	改定前
<p>【融資枠の減額時、契約期限の更新停止時の取扱い】</p> <p>(略)</p> <p>①融資枠の減額時</p> <p>デビット後払借入の利用残高が変更後の融資枠を上回っている場合、融資枠を超過する金額は、約定返済日を待たずに、お客さまに通知する融資枠変更日前日の <u>21時</u>までに返済いただきます。</p> <p>②更新停止時</p> <p>契約期限が更新されない場合（当社の更新審査の結果に関わらず、お客さまが変更契約を締結しなかった場合を含む）、デビット後払借入の残高は、約定返済日を待たずに、あんしんワイドの契約期間満了日の <u>21時</u>までに全額を返済いただきます。</p> <p>※①、②の返済方法については、あんしんワイドの規定をご確認ください。</p> <p>・融資枠減額や契約期限の更新停止により <u>上記の期日</u>までに必要な金額の返済がされなかった場合、お客さまによる操作なくデビット後払借入の残高をあんしんワイドに借り換えさせていただきます。</p> <p>(略)</p>	<p>【融資枠の減額時、契約期限の更新停止時の取扱い】</p> <p>(略)</p> <p>①融資枠の減額時</p> <p>デビット後払借入の利用残高が変更後の融資枠を上回っている場合、融資枠を超過する金額は、約定返済日を待たずに、お客さまに通知する融資枠変更日前日の <u>所定の時刻</u>までに返済いただきます。</p> <p>②更新停止時</p> <p>契約期限が更新されない場合（当社の更新審査の結果に関わらず、お客さまが変更契約を締結しなかった場合を含む）、デビット後払借入の残高は、約定返済日を待たずに、あんしんワイドの契約期間満了日の <u>所定の時刻</u>までに全額を返済いただきます。</p> <p>※①、②の返済方法については、あんしんワイドの規定をご確認ください。</p> <p>・融資枠減額や契約期限の更新停止により <u>所定の期日</u>までに必要な金額の返済がされなかった場合、お客さまによる操作なくデビット後払借入の残高をあんしんワイドに借り換えさせていただきます。</p> <p>(略)</p>

デビット後払いオプション規定

改定後	改定前
<p>第9条（売買取引等の決済方法） （略）</p> <p>2.当社によるデビット後払借入手続および保留手続の完了後、（中略）</p> <p>①保留額が確定支払額を上回っていた場合 当該差額相当分を当社所定の方法によりお客さまのデビット後払口座に返金します。</p> <p>②保留額が確定支払額を下回っていた場合 （中略）ただし、利用可能額が当該差額相当分に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入手続を行ったうえ（利用可能額がない場合は、借入手続は行いません）で、当該不足分は当該借入前の預金残高を使用することにより、当該差額相当分を預金口座から引き落とし、加盟店等へ支払を行います。</p>	<p>第9条（売買取引等の決済方法） （略）</p> <p>2.当社によるデビット後払借入手続および保留手続の完了後、（中略）</p> <p>①保留額が確定支払額を上回っていた場合 当該差額相当分を当社所定の方法によりお客さまのデビット後払口座に返金します。<u>なお、返金時のデビット後払債務の額が返金額に満たない場合、または、返金の対象となったデビット後払債務が既に約定返済または全額返済された後の場合は、差額相当分は預金口座に返金します。</u></p> <p>②保留額が確定支払額を下回っていた場合 （中略）ただし、利用可能額が当該差額相当分に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入手続を行ったうえ（<u>ただし、</u>利用可能額がない場合は、借入手続は行いません）で、当該不足分は当該借入前の預金残高を使用することにより、当該差額相当分を預金口座から引き落とし、加盟店等へ支払を行います。</p>
<p>第9条（売買取引等の決済方法） （略）</p> <p>3.当社によるデビット後払借入手続および保留手続の完了後、当社所定の期間経過後も加盟店等から売上確定通知が到着しないときは、保留額をデビット後払口座に返金します。<u>なお、その後加盟店等から売上確定通知が到着した場合、確定通知到着後、デビット後払借入手続を経て、お客さまの預金口座から引き落とします。ただし、利用可能額が確定支払額に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入手続を行ったうえ（<u>利用可能額がない場合は、</u>借入手続は行いません）で、当該不足分は当該借入前の預金残高を利用することにより、確定支払額を預金口座から引き落とし、加盟店等へ支払を行います。</u></p>	<p>第9条（売買取引等の決済方法） （略）</p> <p>3.当社によるデビット後払借入手続および保留手続の完了後、当社所定の期間経過後も加盟店等から売上確定通知が到着しないときは、保留額をデビット後払口座に返金します。<u>なお、返金時のデビット後払債務の額が返金額に満たない場合、または、返金の対象となったデビット後払債務が既に約定返済または随時返済された後の場合は、保留額は預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定通知が到着した場合、確定通知到着後、デビット後払借入手続を経て、お客さまの預金口座から引き落とします。ただし、利用可能額が確定支払額に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入手続を行ったうえ（<u>ただし、</u>利用可能額がない場合は、</u></p>

	借入手続は行いません)で、当該不足分は当該借入前の預金残高を利用することにより、確定支払額を預金口座から引き落とし、加盟店等へ支払を行います。
<p>第9条(売買取引等の決済方法) (略)</p> <p>4.加盟店等との通信事情等により、加盟店等から利用情報が到着せず売上確定通知のみが到着した場合、当社は当該売上確定通知の到着後、デビット後払借入手続を経て、お客さまの預金口座から引き落とします。<u>なお、利用可能額が確定支払額に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入手続を行ったうえ(利用可能額がない場合は、借入手続は行いません)で、</u>当該不足分は当該借入前の預金残高を利用することにより、確定支払額を預金口座から引き落とし、加盟店等へ支払を行います。</p>	<p>第9条(売買取引等の決済方法) (略)</p> <p>4.加盟店等との通信事情等により、加盟店等から利用情報が到着せず売上確定通知のみが到着した場合、当社は当該売上確定通知の到着後、デビット後払借入手続を経て、お客さまの預金口座から引き落とします。<u>ただし、利用可能額が確定支払額に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入手続を行ったうえ(ただし、利用可能額がない場合は、借入手続は行いません)で、</u>当該不足分は当該借入前の預金残高を利用することにより、確定支払額を預金口座から引き落とし、加盟店等へ支払を行います。</p>
<p>第9条(売買取引等の決済方法) (略)</p> <p>5.本条第2項第1号および第3項の<u>返金に係る定めにかかわらず、下記に掲げる場合はお客さまの預金口座への返金となります。当該預金口座への返金の対象となった取引のデビット後払債務については、当社の返金タイミングに関わらず、お客さまによる約定返済を必要とします。</u></p> <p><u>①返金時のデビット後払債務の額が返金額に満たない場合</u></p> <p><u>②本サービスの設定前または本サービス設定後に即時払いに切り替え中の売買取引等に対する返金の場合</u></p> <p><u>③返金の対象となったデビット後払債務が既に約定返済または全額返済された後の場合</u></p> <p><u>④月初0:00～02:00頃、本規定第16条3項および第17条3項の利用制限時間帯に返金の通知を受けた場合</u></p>	<p>第9条(売買取引等の決済方法) (略)</p> <p>5.本条第2項①および第3項において、預金口座への返金の対象となった取引のデビット後払債務については、当社の返金タイミングに関わらず、お客さまによる約定返済を必要とします。</p>
<p>第10条(返品・解約等の決済方法) (略)</p> <p>2.当社への売上確定通知到着後、(中略)</p>	<p>第10条(返品・解約等の決済方法) (略)</p> <p>2.当社への売上確定通知到着後、(中略)</p>

<p>①利用取消情報に基づく返金額が売上確定通知取消に基づく返金額を上回っていた場合 取消差額についてデビット後払借入を行ったうえで、お客さまの預金口座から引き落とします。<u>なお、利用可能額が取消差額に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入を行ったうえ（利用可能額がない場合は、借入手続は行いません）</u>で、当該不足分は当該借入前の預金残高を利用することにより、当該取消差額相当分を預金口座から引き落とします。</p>	<p>①利用取消情報に基づく返金額が売上確定通知取消に基づく返金額を上回っていた場合 取消差額についてデビット後払借入を行ったうえで、お客さまの預金口座から引き落とします。<u>ただし、利用可能額が取消差額に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入を行ったうえ（ただし、利用可能額がない場合は、借入手続は行いません）</u>で、当該不足分は当該借入前の預金残高を利用することにより、当該取消差額相当分を預金口座から引き落とします。</p>
<p>第10条（返品・解約等の決済方法） （略） 3.前項において、（中略）、お客さまの預金口座から保留額を再度引き落とします。<u>なお、利用可能額が保留額に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入を行ったうえ（利用可能額がない場合は、借入手続は行いません）</u>で、当該不足分は当該借入前の預金残高を利用することにより、保留額を預金口座から引き落とし、加盟店等へ支払を行います。<u>その後加盟店等から売上確定取消通知が到着した場合、当該売上確定取消通知到着後、当社所定の手続きを経て、お客さまのデビット後払口座に返金します。</u></p>	<p>第10条（返品・解約等の決済方法） （略） 3.前項において、（中略）、お客さまの預金口座から保留額を再度引き落とします。<u>ただし、利用可能額が保留額に不足する場合は、残りの利用可能額全額についてデビット後払借入を行ったうえ（ただし、利用可能額がない場合は、借入手続は行いません）</u>で、当該不足分は当該借入前の預金残高を利用することにより、保留額を預金口座から引き落とし、加盟店等へ支払を行います。<u>なお、その後加盟店等から売上確定取消通知が到着した場合、当該売上確定取消通知到着後、当社所定の手続きを経て、お客さまのデビット後払口座に返金します。</u></p>
<p>第10条（返品・解約等の決済方法） （略） 5.本条第1項から第4項における返金に係る定めにかかわらず、下記に掲げる場合はお客さまの預金口座への返金となります。<u>当該預金口座への返金の対象となった取引のデビット後払債務については、当社の返金タイミングに関わらず、お客さまによる約定返済を必要とします。</u> （中略） ⑤月初0:00～02:00頃、<u>本規定第16条3項および第17条3項の利用制限時間帯に返金の通知を受けた場合</u></p>	<p>第10条（返品・解約等の決済方法） （略） 5.本条第1項から第4項における返金に係る定めにかかわらず、下記に掲げる場合はお客さまの預金口座への返金となります。<u>下記に掲げる場合で返品・解約等の対象となった取引のデビット後払債務については、当社の返金タイミングに関わらず、お客さまによる約定返済を必要とします。</u> （中略） ⑤月初0:00～02:00頃に返金の通知を受けた場合</p>
<p>第16条（融資枠変更時の取扱い）</p>	<p>第16条（融資枠変更時の取扱い）</p>

<p>1.あんしんワイドの融資枠が増額または減額される場合、本サービスで利用できる融資枠も変更いたします。</p> <p>2.融資枠の減額により、本借入合計額（ただし、デビット後払借入がある場合に限る）が変更後の融資枠を上回る場合、融資枠を超過する金額は、約定返済日を待たずに、お客さまに通知する融資枠変更日前日の <u>21 時まで</u>に返済いただきます。融資枠変更日前日の <u>21 時まで</u>に当該超過金額を返済いただけない場合は、デビット後払借入の全額をお客さまによる操作なくあんしんワイドに借り換えられたうえ、融資枠変更日から借り換えた残高に対しあんしんワイドの所定の利息が発生します。</p> <p>3.融資枠が減額される場合、前項の借入残高状況や返済有無に関わらず、融資枠変更日前日の <u>21 時から変更日の変更処理終了の時刻までの間</u>は、あんしんワイドおよび本サービスはご利用できません。<u>なお、当該時間帯にデビットカードを利用した場合には即時払いとなります。</u></p>	<p>1.あんしんワイドの融資枠が増額または減額される場合、本サービスで利用できる融資枠も変更いたします。</p> <p>2.融資枠の減額により、本借入合計額（ただし、デビット後払借入がある場合に限る）が変更後の融資枠を上回る場合、融資枠を超過する金額は、約定返済日を待たずに、お客さまに通知する融資枠変更日前日の <u>所定の時刻まで</u>に返済いただきます。融資枠変更日前日の <u>所定の時刻まで</u>に当該超過金額を返済いただけない場合は、デビット後払借入の全額をお客さまによる操作なくあんしんワイドに借り換えられたうえ、融資枠変更日から借り換えた残高に対しあんしんワイドの所定の利息が発生します。</p> <p>3.融資枠が減額される場合、前項の借入残高状況や返済有無に関わらず、融資枠変更日前日の <u>所定の時刻から変更日の変更処理終了の時刻までの間</u>は、あんしんワイドおよび本サービスはご利用できません。</p>
<p>第 17 条（あんしんワイド更新停止の場合の取扱い）</p> <p>1.あんしんワイドの更新審査の結果、あんしんワイドの契約期限の更新がされず融資枠のご利用ができなくなる場合およびお客さまが <u>融資枠型ビジネスローンあんしんワイド規定第 10 条第 2 項</u>に従い、<u>契約期限前日の 19 時まで</u>に変更契約を締結しなかった場合は、本サービスのご利用も停止いたします。</p> <p>2.あんしんワイドの更新停止により、デビット後払借入の残高は、約定返済日を待たずに、あんしんワイドの契約期間満了日の <u>21 時まで</u>に全額を返済いただきます。契約期間満了日の <u>21 時まで</u>に返済いただけない場合は、デビット後払借入の全額をお客さまによる操作なくあんしんワイドのローン口座に借り換えられたうえ、当該契約期間満了日の翌日から借換残高に対しあんしんワイドの所定の遅延損害金が発生します。</p>	<p>第 17 条（あんしんワイド更新停止の場合の取扱い）</p> <p>1.あんしんワイドの更新審査の結果、あんしんワイドの契約期限の更新がされず融資枠のご利用ができなくなる場合およびお客さまが <u>契約期限までに融資枠型ビジネスローンあんしんワイド規定第 10 条第 2 項</u>に定める変更契約を締結しなかった場合は、本サービスのご利用も停止いたします。</p> <p>2.あんしんワイドの更新停止により、デビット後払借入の残高は、約定返済日を待たずに、あんしんワイドの契約期間満了日の <u>所定の時刻まで</u>に全額を返済いただきます。契約期間満了日の <u>所定の時刻まで</u>に返済いただけない場合は、デビット後払借入の全額をお客さまによる操作なくあんしんワイドのローン口座に借り換えられたうえ、当該契約期間満了日の翌日から借換残高に対しあんしんワイドの所定の遅延損害金が発生しま</p>

<p>3.契約期間満了日の <u>21 時</u>以降はあんしんワイドおよび本サービスともご利用できません。なお、当該時刻以降にデビットカードを利用した場合には即時払いとなります。</p>	<p>す。 3.契約期間満了日の <u>所定の時刻</u>以降はあんしんワイドおよび本サービスともご利用できません。なお、当該時刻以降にデビットカードを利用した場合には即時払いとなります。</p>
--	--